

令和4年6月3日提出

令和4年6月那須塩原市議会
定例会議議案

那須塩原市

令和4年6月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
同意第3号 議案第47号 議案第48号 議案第49号 議案第50号	人権擁護委員の候補者の推薦について 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算(第1号) 令和4年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第2号) 令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第1号)	企画部 総務部 保健福祉部 塩原支所 市民生活部
議案第51号	那須塩原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	建設部
議案第52号	市道路線の認定について	建設部
報告第9号	令和3年度那須塩原市一般会計継続費繰越計算書について	総務部
報告第10号	令和3年度那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書について	総務部
報告第11号	令和3年度那須塩原市水道事業会計予算繰越計算書について	上下水道部
報告第12号	令和3年度那須塩原市下水道事業会計予算繰越計算書について	上下水道部
報告第13号	公益財団法人那須塩原市農業公社の経営状況報告について	産業観光部
報告第14号	公益財団法人那須塩原市文化振興公社の経営状況報告について	教育部
報告第15号	公益財団法人那須野が原文化振興財団の経営状況報告について	教育部

同意 第3号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年 6月 3日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

住 所 那須塩原市下永田3丁目1171番地28
氏 名 相馬 謙策
生年月日 昭和32年 3月26日

住 所 那須塩原市三島3丁目5番地19
氏 名 池田 和彦
生年月日 昭和36年 3月 5日

議案 第47号

令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年 6月 3日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第48号

令和4年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和4年 6月 3日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第49号

令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年 6月 3日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第50号

那須塩原市自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和4年 6月 3日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
那須塩原市自転車の安全な利用の促進に関する条例（令和2年那須塩原市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第15条」を「第16条」に改め、同条第9号中「特別支援学校」の次に「、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校」を加え、同条第10号を次のように改める。

(10) 自転車損害賠償責任保険等 自転車の利用によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。

第6条第5項及び第6項を次のように改める。

5 自転車利用者は、その利用する自転車について、必要な点検及び整備（自転車の本体及びブレーキ、前照灯、反射器材その他の装備の安全性を確保するために必要な点検及び整備をいう。以下同じ。）を行うよう努めるものとする。

6 自転車利用者（未成年者を除く。）は、自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

第7条第2項を次のように改める。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

第7条に次の2項を加える。

- 3 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。
- 4 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。

第8条第1項中「業務の遂行」を「事業活動」に改め、「啓発」の次に「及び指導」を加え、同条に次の5項を加える。

- 3 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。
- 4 事業者は、その事業活動において利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。
- 5 事業者は、その事業活動において従業員が自転車を利用するときは、当該従業員に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。
- 6 事業者は、その従業員のうちに、通常の通勤方法として自転車を利用する者（この項及び次項において「自転車通勤者」という。）がいるときは、当該自転車通勤者に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めるものとする。
- 7 事業者は、前項の規定による確認により、自転車通勤者が自転車損害賠償責任保険等に参加していることを確認できないときは、当該自転車通勤者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

第10条（見出しを含む。）中「及び自転車貸出業者」を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者（次項において「自転車購入者」という。）に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。
- 3 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償責任保険等に参加していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第2項中「自転車損害賠償保険等」を「自転車損害賠償責任保険等」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(自転車貸出業者の責務)

第11条 自転車貸出業者は、市、警察及び関係団体が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 自転車貸出業者は、その貸出しの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車貸出業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

3 自転車貸出業者が業として自転車を貸し出すときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

4 自転車貸出業者は、その貸出しの用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。

5 自転車貸出業者は、その貸出しの用に供する自転車の借受人に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

議案 第51号

那須塩原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正
について

上記議案を提出する。

令和4年 6月 3日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改
正する条例

那須塩原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年那須
塩原市条例第184号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の用途及び高さ」を削る。

第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次
に次の1条を加える。

（建築物の壁面の位置の制限）

第6条 建築物の壁面の位置の制限は、別表第2の地区の区分に応じ、同表エ欄に
掲げる位置とする。

別表第1 大黒町周辺地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

東那須産業団地地 区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された東那須 産業団地地区計画のうち、地区整備計画が定められた区域
---------------------	--

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

地区整 備計画 区域の 名称	ア	イ	ウ	エ
	地区	建築物の用途の制限	建築物の 高さの最 高限度	建築物の壁 面の位置の 制限

大原間 周辺地 区地区 整備計 画区域	全地 区	(1) 法別表第2(に)項第5号及び 第6号に掲げるもの (2) 法別表第2(ほ)項第2号に掲 げるもの (3) 法別表第2(へ)項第5号に掲 げるもの (4) 法別表第2(と)項第2号、第 3号及び第4号に掲げるもの (5) 法別表第2(り)項第2号及び 第3号に掲げるもの	25メー トル	
大黒町 周辺地 区地区 整備計 画区域	A地 区	(1) 法別表第2(に)項第5号及び 第6号に掲げるもの (2) 法別表第2(へ)項第2号及び 第5号に掲げるもの (3) 法別表第2(と)項第3号及び 第4号に掲げるもの及びその用に 供する部分の床面積の合計が3, 000平方メートルを超えるもの		
東那須 産業団 地地区 整備計 画区域	全地 区	(1) 法別表第2(い)項第1号、 第3号及び第5号に掲げるもの (2) 法別表第2(に)項第4号及 び第6号に掲げるもの (3) 法別表第2(ほ)項第2号に 掲げるもの (4) 法別表第2(り)項第2号及 び第3号に掲げるもの	20メー トル	建築物の外 壁又はこれ に代わる柱 の面から緑 地帯又は道 路境界線ま での距離は 1メートル 以上

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

議案 第52号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、那須塩原市道路線を次のとおり認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和4年 6月 3日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定路線

路線番号	路線名	起点	終点	備考
S354	関谷塩原線	関谷	塩原	

報告 第9号

令和3年度那須塩原市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和3年度那須塩原市一般会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年 6月 3日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

令和3年度 那須塩原市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和3年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度 通次 繰越額	左の財源内訳					
				予 算 計上額	前年度通 次繰越額	計				繰越金	特定財源				
											国(県)支出金	地方債	その他		
10	教育費	⑥保健体育費	馬術競技会場整備工事	470,619,000	450,000,000	0	450,000,000	423,951,000	26,049,000	26,049,000	1,303,000	県	24,746,000	0	0

報告 第10号

令和3年度那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和3年度那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年 6月 3日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

令和3年度 那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国(県)支出金	地方債	その他		
2 総務費	①総務管理費	西那須野支所庁舎管理費（受変電設備修繕）	748,000	748,000	0		0	0	0	748,000
	③戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳費（住民基本台帳システム改修）	6,930,000	6,600,000	0	県	6,600,000	0	0	0
3 民生費	①社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費	247,167,000	103,706,000	0	国	103,706,000	0	0	0
	②児童福祉費	民間保育施設等整備支援事業費（東保育園整備補助）	93,532,000	93,532,000	0	国	67,936,000	0	0	25,596,000
		子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費	9,900,000	9,811,000	0	国	9,811,000	0	0	0
4 衛生費	①保健衛生費	新型コロナウイルス感染症対策費（教育総務課）（学校等における感染症対策等支援事業）	33,850,000	33,850,000	0	国	16,925,000	0	0	16,925,000
6 農林水産業費	①農業費	農業委員会運営費（情報収集等業務効率化事業）	960,000	744,000	0	県	744,000	0	0	0
		園芸作物振興事業費（農業用機械等導入費助成）	937,000	937,000	0		0	0	0	937,000
		農業経営基盤強化促進事業費（農業用機械導入費助成）	95,833,000	57,725,000	0	県	57,725,000	0	0	0
		農業経営基盤強化促進事業費（農業用機械導入費助成（強い農業・担い手づくり総合支援事業））	2,851,000	2,851,000	0	県	2,851,000	0	0	0
		畜産担い手育成総合整備事業費（農業用施設等整備費助成）	101,163,000	101,163,000	0	県	101,163,000	0	0	0
		農村基盤施設整備事業費（四区町地区農道）	21,100,000	21,027,540	0	県	13,340,275	6,800,000	0	887,265
		農村基盤施設整備事業費（沓掛地区農道）	30,021,000	30,021,000	0	県	18,901,350	10,000,000	0	1,119,650
		農村基盤施設整備事業費（三本木佐野地区排水路）	21,296,000	20,966,500	0	県	7,455,000	12,200,000	0	1,311,500

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国(県)支出金	地方債	その他		
8 土木費	①土木管理費	木造住宅耐震改修費等補助事業費	4,100,000	3,100,000	0	国・県	2,350,000	0	0	750,000
		危険ブロック塀等改善事業費	91,000	91,000	0	国・県	58,000	0	0	33,000
	②道路橋りょう費	道路維持管理費（道路施設定期点検）	9,746,000	9,476,000	0	国	5,060,000	0	0	4,416,000
		道路維持管理費（市道西三島112号線ほか雨水管敷設工事）	33,800,000	33,800,000	0		0	32,100,000	0	1,700,000
		道路維持管理費（市道埼玉青木三区線擁壁設置工事）	11,700,000	11,700,000	0		0	11,100,000	0	600,000
		通学路整備事業費（下永田地内認定外道路舗装工事）	3,300,000	3,300,000	0		0	3,100,000	0	200,000
		社会資本整備総合交付金事業費（新幹線側道西3号線）	70,129,000	70,126,000	0	国	34,796,000	30,300,000	0	5,030,000
		社会資本整備総合交付金事業費（松浦町稲村線）	43,707,000	25,971,000	0	国	11,985,000	9,800,000	0	4,186,000
		社会資本整備総合交付金事業費（三区町1522号線）	54,106,000	35,892,000	0	国	16,891,000	14,200,000	0	4,801,000
		防災・安全交付金事業費（新南・下中野線）	29,540,000	24,222,000	0	国	12,384,000	8,900,000	0	2,938,000
		防災・安全交付金事業費（黒磯西岩崎線）	46,850,000	32,689,000	0	国	17,086,000	12,300,000	0	3,303,000
		防災・安全交付金事業費（太夫塚228号線）	40,917,000	40,909,000	0	国	21,669,000	15,700,000	0	3,540,000
		防災・安全交付金事業費（湯街道2号線）	96,326,000	66,093,000	0	国	35,169,000	25,600,000	0	5,324,000
		防災・安全交付金事業費（井口966号線）	11,259,000	11,259,000	0	国	6,191,000	4,400,000	0	668,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国(県)支出金	地方債	その他		
8 土木費	②道路橋りょう費	地方創生道整備推進交付金事業費（新南・下中野線）	41,641,000	37,370,000	0	国	18,029,000	16,000,000	0	3,341,000
		地方創生道整備推進交付金事業費（石林・二つ室線）	77,331,000	68,584,000	0	国	33,305,000	29,600,000	0	5,679,000
		市単独道路整備事業費（国道400号整備に伴う烏ヶ森公園東側道路整備）	33,152,000	33,152,000	0		0	31,500,000	0	1,652,000
		市単独道路整備事業費（加治屋堀線）	7,670,000	7,670,000	0		0	7,200,000	0	470,000
	④都市計画費	宅地耐震化推進事業費（大規模盛土造成地調査業務）	40,000,000	40,000,000	0	国	20,000,000	0	0	20,000,000
		黒磯駅周辺地区都市再生整備計画事業費	28,008,000	21,763,000	0	国	8,147,000	5,200,000	0	8,416,000
		都市公園等長寿命化事業費	9,534,000	7,734,000	0	国	3,470,000	0	0	4,264,000
9 消防費	①消防費	防火水槽整備事業費（柏木平地区）	5,686,000	5,686,000	0		0	5,600,000	0	86,000
		消火栓設置・管理費（西那須野地区）	400,000	400,000	0		0	0	0	400,000
10 教育費	①教育総務費	黒磯学校給食共同調理場管理運営費（高圧設備改修工事）	1,078,000	1,078,000	0		0	0	0	1,078,000
	②小学校費	小学校施設整備事業費（校舎改修工事）	192,753,000	192,753,000	0	国	33,666,000	0	0	159,087,000
		小学校施設整備事業費（照明器具LED化改修工事）	99,682,000	99,682,000	0	国	29,581,000	0	0	70,101,000
		小学校施設整備事業費（エアコン設置工事）	7,500,000	7,500,000	0		0	0	0	7,500,000
		箒根学園整備事業費（既存校舎改修工事）	275,000,000	275,000,000	0	国	101,000,000	99,000,000	0	75,000,000
箒根学園整備事業費（管理教室棟太陽光発電設備設置工事）	51,821,000	51,821,000	0	国	25,884,000	25,300,000	0	637,000		

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国(県)支出金	地方債	その他	
10教育費	③中学校費	中学校施設整備事業費（消防設備改修工事）	5,830,000	5,830,000	0	0	0	0	5,830,000
		中学校施設整備事業費（照明器具LED化改修工事）	49,753,000	49,753,000	0	国 15,596,000	0	0	34,157,000
		中学校施設整備事業費（エアコン設置工事）	5,000,000	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000
	⑤社会教育費	狩野公民館管理運営費（消防設備改修工事）	1,551,000	1,551,000	0	0	0	0	1,551,000
	⑥保健体育費	国民体育大会推進事業費（馬術競技会場進入路改良工事）	10,725,000	10,725,000	0	0	0	0	10,725,000
		青木サッカー場管理運営費（人工芝JFA公認更新事業）	3,128,000	3,128,000	0	0	0	0	3,128,000
計			2,069,102,000	1,778,490,040	0	859,474,625	415,900,000	0	503,115,415

報告 第11号

令和3年度那須塩原市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度那須塩原市水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年 6月 3日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

令和3年度 那須塩原市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	鳥野目浄水場送水管他布設工事	35,827,000	0	35,827,000	17,900,000	17,927,000	0	0	本工事は鳥野目浄水場第3配水池更新工事の進捗状況に合わせて実施する必要があり、また適正な工期を確保するため。
		鳥野目浄水場配水池及び建築物撤去工事	22,880,000	0	22,880,000	11,400,000	11,480,000	0	0	本工事は鳥野目浄水場第3配水池更新工事の進捗状況に合わせて実施する必要があり、また適正な工期を確保するため。
		市道西三島113号線送水管布設替工事	12,122,000	0	12,122,000	6,000,000	6,122,000	0	0	国道4号施工協議及び交通規制に係る警察協議に不測の日数を要し、年度内での工期確保が困難となったため。
		三区町地区配水管布設替工事	3,542,000	0	3,542,000	1,700,000	1,842,000	0	0	ダクタイトル製品出荷停止の影響により、年度内での完成が困難となったため。
		国道400号配水管布設替工事	19,800,000	0	19,800,000	9,900,000	9,900,000	0	0	栃木県大田原土木事務所発注の関連する工事との工程調整により作業不能な日数が生じ、年度内での完成が困難となったため。
計			94,171,000	0	94,171,000	46,900,000	47,271,000	0	0	

報告 第12号

令和3年度那須塩原市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度那須塩原市下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年 6月 3日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

令和3年度 那須塩原市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道三島下永田2号汚水幹線枝線工事(市単第1工区)	13,068,000	0	13,068,000	0	12,400,000	668,000	0	0	宇都宮国道事務所発注の関連する工事との工程調整により不測の日数を要し、年度内での完成が困難となったため。
		公共下水道三島下永田2号汚水幹線枝線工事(市単第2工区)	19,525,000	0	19,525,000	0	18,500,000	1,025,000	0	0	栃木県大田原土木事務所発注の関連する工事との工程調整により不測の日数を要し、年度内での完成が困難となったため。
		公共下水道東那須野第1号幹線枝線工事(国庫第5工区)	25,861,000	0	25,861,000	10,000,000	14,500,000	1,361,000	0	0	国の第1次補正予算に伴う追加執行分であり、補助金の翌債承認後の発注手続のため、年度内での工期確保が困難となったため。
		百村川第1幹線築造工事	7,000,000	0	7,000,000	0	7,000,000	0	0	0	国道4号施工協議及び交通規制に係る警察協議に不測の日数を要し、年度内での工期確保が困難となったため。
		百村川第1幹線築造工事に伴う舗装本復旧工事	6,300,000	0	6,300,000	0	6,300,000	0	0	0	本工事は百村川第1幹線築造工事の進捗状況に合わせて実施する必要があり、また適正な工期を確保するため。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	下水道管更生工事	35,860,000	0	35,860,000	17,500,000	16,500,000	1,860,000	0	0	交通規制に係る警察協議に不測の日数を要し、年度内での工期確保が困難となったため。
		流関特環公共下水道下永田2号幹線枝線工事(国庫第2工区)	24,959,000	0	24,959,000	9,652,500	14,000,000	1,306,500	0	0	湧水の影響で工事の進捗に遅れが生じ、年度内での完成が困難となったため。
		流関特環公共下水道石林汚水幹線枝線工事(国庫第6工区)	19,690,000	0	19,690,000	7,623,000	11,100,000	967,000	0	0	湧水の影響で工事の進捗に遅れが生じ、年度内での完成が困難となったため。
		流関特環公共下水道下永田1号幹線工事(国庫第7工区)	60,214,000	0	60,214,000	29,480,000	27,700,000	3,034,000	0	0	湧水の影響で工事の進捗に遅れが生じ、年度内での完成が困難となったため。
		流関特環公共下水道下永田1号幹線枝線工事(国庫第8工区)	23,650,000	0	23,650,000	11,275,000	11,200,000	1,175,000	0	0	湧水の影響で工事の進捗に遅れが生じ、年度内での完成が困難となったため。
	2 固定資産購入費	整備課土木設計積算システム更新	2,618,000	0	2,618,000	0	0	2,618,000	0	0	新型コロナウイルス感染症の影響でシステム設定に不測の日数を要し、年度内での納入ができなくなったため。
計			238,745,000	0	238,745,000	85,530,500	139,200,000	14,014,500	0	0	

報告 第13号

公益財団法人那須塩原市農業公社の経営状況報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人那須塩原市農業公社の経営状況報告書を別冊のとおり提出する。

令和4年 6月 3日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第14号

公益財団法人那須塩原市文化振興公社の経営状況報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人那須塩原市文化振興公社の経営状況報告書を別冊のとおり提出する。

令和4年 6月 3日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第15号

公益財団法人那須野が原文化振興財団の経営状況報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人那須野が原文化振興財団の経営状況報告書を別冊のとおり提出する。

令和4年 6月 3日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎